

証券コード 7581

2020年11月11日

株 主 各 位

埼 玉 県 吉 川 市 旭 2 番 地 5



株式会社 **サイゼリヤ**

代表取締役社長 堀 埜 一 成

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年11月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2020年11月26日（木曜日）午前11時（受付開始 午前10時） |
| 2. 場 所 | 埼玉県越谷市南越谷1-2876-1
越谷コミュニティセンター（サンシティホール） |

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第48期（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する株主様へのお願い

- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
- 会場入口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。
(<https://www.saizeriya.co.jp/>)

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第3章第15条の規程に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には、記載しておりません。

- ①事業報告の「新株予約権等の状況」及び「業務の適正を確保するための体制」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「注記事項」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「注記事項」

したがいまして、本招集ご通知の提供書面の事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して、監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saizeriya.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(自 2019年9月1日)
(至 2020年8月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各国の経済政策や中央銀行における金融緩和により、世界経済の減速懸念が後退していましたが、英国のEU離脱問題や不安定な中東情勢に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、景気の先行きはより一層不透明な状況となっております。

外食産業におきましては、人件費の高騰による労務費の上昇、台風等の自然災害リスクに加え、新型コロナウイルス感染症が拡大することで外食が敬遠されるなど、依然として厳しい状況が続いております。特に東京都の外出自粛要請は大きな影響を与えることとなりました。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、「毎日の暮らしを食で豊かにしたい」という想いのもと、2019年10月の消費増税後も主力商品のミラノ風ドリアを始め、ほぼ全てのメニューにおいて税込み価格を据え置き、実質2%の値下げをいたしました。商品対策として、アロスティチーニの販売により肉料理を充実させ、ディナータイムの強化をいたしました。既存店対策として、店舗改装を積極的に推進し、お客様に安心して御食事頂ける環境作りに取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式への対応として、税込価格の末尾は00円または50円に統一いたしました。端数がない価格設定で1円、5円、10円硬貨の使用を減らすことで接触機会の削減に取り組んでおります。また、導入が遅れていたキャッシュレス決済を、8月より順次展開しております。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は、1,268億42百万円（前期比19.0%減）、営業損失は38億15百万円（前期は95億99百万円の営業利益）、経常損失は20億91百万円（前期は97億31百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は34億50百万円（前期は49億80百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

「日本」は、4月7日の「緊急事態宣言」を受けて、約300店の臨時休業および営業時間を短縮した影響、ソーシャルディスタンス確保のために客席数を減少させた影響などにより、売上高は952億84百万円（前期比19.9%減）、営業損失は56億23百万円（前期は51億16百万円の営業利益）となりました。

「豪州」は、当社で使用する食材の製造等を行っており、売上高は39億87百万円（前期比7.5%減）、営業利益は20百万円（前期比74.1%減）となりました。

「アジア」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、上海、広州、北京にて大半の店舗が一時休業をしたことにより、売上高は314億8百万円（前期比16.0%減）、営業利益は17億55百万円（前期比59.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は65億円であり、その主なものは、店舗の新設（85店舗）などによるものであります。なお、設備投資の総額には、無形固定資産の取得、店舗を賃借するための敷金、差入保証金及び建設協力金の支払を含みます。

③ 資金調達の状況（2020年8月31日現在）

当連結会計年度に所要資金として、金融機関より短期借入金として100億円の調達をいたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 45 期 (2017年 8 月期)	第 46 期 (2018年 8 月期)	第 47 期 (2019年 8 月期)	第 48 期 (2020年 8 月期) (当連結会計年度)
売 上 高	148,306百万円	154,063百万円	156,527百万円	126,842百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	7,496百万円	5,074百万円	4,980百万円	△3,450百万円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	151円48銭	102円69銭	101円48銭	△70円84銭
総 資 産	102,731百万円	104,896百万円	108,970百万円	120,068百万円
純 資 産	80,412百万円	83,396百万円	85,177百万円	80,355百万円
1株当たり純資産額	1,618円63銭	1,681円87銭	1,728円67銭	1,640円56銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。また、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、連結貸借対照表において自己株式に計上しているため、期中平均株式数から控除しております。
2. 第48期の営業成績の状況につきましては、前記の「(1) ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)
SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD.	オーストラリア ヴィクトリア州	3,890 (64百万豪ドル)	肉製品・ソース類等 食材の製造	100
上海薩莉亜餐飲 有限公司	中華人民共和国 上海市	1,344 (98百万円)	イタリアンレストラン のチェーン展開	100
広州薩莉亜餐飲 有限公司	中華人民共和国 広州市	1,042 (79百万円)	イタリアンレストラン のチェーン展開	100
台湾薩莉亜餐飲股份 有限公司	台湾 台北市	914 (290百万TWD)	イタリアンレストラン のチェーン展開	100
北京薩莉亜餐飲管理 有限公司	中華人民共和国 北京市	891 (66百万円)	イタリアンレストラン のチェーン展開	100
HONG KONG SAIZERIYA CO. LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区	493 (40百万HKD)	イタリアンレストラン のチェーン展開	100
SINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD.	シンガポール	561 (8百万SGD)	イタリアンレストラン のチェーン展開	100

当社の子会社は、上記の重要な子会社7社と広州サイゼリヤ食品有限公司の計8社であります。

(4) 対処すべき課題

現在、以下の項目を対処すべき課題と考えております。

- ① 新型コロナウイルス対策
- ② 利益体質の改善
- ③ SNSの活用
- ④ ディナーの強化
- ⑤ 国内工場再構築
- ⑥ 既存店改装
- ⑦ 店舗の作業改善
- ⑧ 人事制度改善
- ⑨ キャッシュレス決済の導入
- ⑩ 新事業開発
- ⑪ テイクアウト、デリバリーテストの継続
- ⑫ 海外事業のガバナンス体制見直し

(5) 主要な事業内容 (2020年8月31日現在)

当社グループは、当社(株式会社サイゼリヤ)及び子会社8社で構成され、外食事業を基幹事業としております。

① 日本

当社は、「日々の価値ある食事の提案と挑戦」をメニュー提案のテーマとして、イタリアンワイン&カフェレストラン『サイゼリヤ』を全国に1,078店舗運営しており、『スパゲティ・マリアーノ』などのファストフード店を11店舗運営しております。国内の5工場では、店舗で使用する食材の製造及び物流業務を行っております。

② 豪州

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD. は当社で使用する食材の製造等を行っております。

③ アジア

上海薩莉亜餐飲有限公司は、上海でレストラン『サイゼリヤ』を143店舗(2020年8月末)運営しております。

広州薩莉亜餐飲有限公司は、広州でレストラン『サイゼリヤ』を114店舗(2020年8月末)運営しております。

台湾薩莉亜餐飲股份有限公司は、台北でレストラン『サイゼリヤ』を16店舗(2020年8月末)運営しております。

北京薩莉亜餐飲管理有限公司は、北京でレストラン『サイゼリヤ』を84店舗(2020年8月末)運営しております。

HONG KONG SAIZERIYA CO. LIMITEDは、香港でレストラン『サイゼリヤ』を47店舗(2020年8月末)運営しております。

SINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD. は、シンガポールでレストラン『サイゼリヤ』を29店舗(2020年8月末)運営しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2020年8月31日現在)

当社本社 埼玉県吉川市旭2番地5
国内生産拠点 神奈川工場、福島工場、兵庫工場、千葉工場
国内営業拠点 全国33都道府県、1,089店舗

地域別店舗分布

地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数
東 京 都	218	神 奈 川 県	130	千 葉 県	118
埼 玉 県	93	大 阪 府	87	愛 知 県	76
兵 庫 県	50	茨 城 県	28	福 岡 県	26
静 岡 県	27	京 都 府	23	宮 城 県	21
三 重 県	20	北 海 道	16	栃 木 県	16
福 島 県	16	岐 阜 県	15	新 潟 県	12
長 野 県	12	広 島 県	10	石 川 県	10
滋 賀 県	10	奈 良 県	8	群 馬 県	8
山 形 県	6	山 梨 県	6	富 山 県	5
岡 山 県	5	福 井 県	4	和 歌 山 県	4
熊 本 県	4	山 口 県	3	佐 賀 県	2

海外生産拠点 オーストラリアヴィクトリア州
海外営業拠点 中国上海市、中国広州市、中国北京市、台湾台北市、香港、シンガポール

(7) 使用人の状況 (2020年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
4,164 (11,102)	21増 (2,148減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人数 (1人当たり1日8時間換算) を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
2,082 (7,941)	16減 (1,399減)	38.1歳	13.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人数 (1人当たり1日8時間換算) を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,500百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,500百万円
株式会社三井住友銀行	2,500百万円
株式会社千葉銀行	2,500百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年8月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 73,208,000株
- ② 発行済株式の総数 49,252,069株 (自己株式3,020,273株を除く)
- ③ 株主数 55,885名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
正 垣 泰 彦	15,248,892 株	30.96 %
株 式 会 社 バ ベ ッ ト	4,355,516	8.84
サ イ ゼ リ ヤ 従 業 員 持 株 会	1,819,043	3.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,267,300	2.57
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,109,100	2.25
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	681,800	1.38
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	609,100	1.24
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	544,300	1.11
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	382,800	0.78
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	358,100	0.73

- (注) 1. 当社は自己株式を3,020,273株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。また、当該自己株式には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)が保有する当社株式681,800株を含んでおりません。なお、同株式は、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しております。
2. 持株比率は、自己株式数を控除した発行済株式の総数により算出しております。
3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(2) 会社役員 の 状況 (2020年8月31日現在)

① 取締役 の 状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	正 垣 泰 彦	
代表取締役社長	堀 埜 一 成	
取 締 役	長 岡 伸	海 外 事 業 本 部 長
取 締 役	島 崎 孝 二	
取締役(常勤監査等委員)	柴 田 良 平	
取締役(監査等委員)	渡 辺 晋	山 下 ・ 渡 辺 法 律 事 務 所 代 表
取締役(監査等委員)	松 田 道 春	松 田 公 認 会 計 士 事 務 所 所 長 マ ニ ー 株 式 会 社 社 外 取 締 役 株 式 会 社 オ ー プ ン ド ア 社 外 監 査 役

- (注) 1. 島崎孝二、渡辺晋、松田道春の3氏は社外取締役であります。
2. 当社は、島崎孝二、渡辺晋、松田道春の3氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(常勤監査等委員)柴田良平氏は、財務及び会計に関する経験と相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)渡辺晋氏は、弁護士としての専門知識及び豊富な経験と知見を有するものであります。
5. 取締役(監査等委員)松田道春氏は、公認会計士としての専門知識及び豊富な経験と知見を有するものであります。
6. 益岡伸之氏、松谷秀治氏、織戸実氏は、2019年11月27日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役3名と賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

③ 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの情報収集及び重要な社外会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、柴田良平氏を常勤の監査等委員として選定しております。

④ 役員報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 (1名)	165百万円 (2百万円)	
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	16百万円 (4百万円)	
合 計	10名	182百万円	

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第44期定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円）、また、この報酬等の額と別枠で、ストックオプション報酬額として年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額200百万円）、譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額200百万円以内（社外取締役は除く）と決議いただいております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第44期定時株主総会において年額50百万円以内、また、この報酬等の額と別枠で、ストックオプション報酬額として年額200百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、譲渡制限付株式による報酬額（取締役（監査等委員である取締役を除く）25百万円）が含まれております。
5. 上記の人数には、2019年11月27日開催の第47期定時株主総会終結の時をもって退任した3名の取締役が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）渡辺晋氏は、山下・渡辺法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）松田道春氏は、松田公認会計士事務所所長、マニー株式会社の社外取締役及び株式会社オーブンドアの社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役島崎孝二氏は、当事業年度に開催した取締役会に14回中14回すべてに出席し、国際事業における豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。

取締役（監査等委員）渡辺晋氏は、当事業年度に開催した取締役会14回中14回及び監査等委員会14回中14回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。

取締役（監査等委員）松田道春氏は、当事業年度に開催した取締役会14回中14回及び監査等委員会14回中14回すべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	56百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

- ③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画の監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- ④ 子会社の監査に関する事項
当社の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
- ⑤ 非監査業務の内容
当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準（IFRS）の適用に関するアドバイザー業務等についての対価を支払っております。
- ⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
当社都合の場合のほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みが無いと思われる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、当社監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会の決議に基づき、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議いたします。
- ⑦ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

[備考]

1. 本事業報告記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	56,841	流 動 負 債	25,539
現金及び預金	42,320	買掛金	4,279
テナント未収入金	1,046	短期借入金	10,000
商品及び製品	6,194	リース債務	4,014
原材料及び貯蔵品	1,229	未払法人税等	293
その他	6,049	賞与引当金	773
固 定 資 産	63,226	株主優待引当金	172
有形固定資産	46,689	資産除去債務	115
建物及び構築物	24,169	その他	5,891
機械装置及び運搬具	1,482	固 定 負 債	14,172
工具、器具及び備品	4,019	株式給付引当金	816
土地	6,932	リース債務	6,206
リース資産	75	繰延税金負債	4
使用権資産	9,767	資産除去債務	6,984
建設仮勘定	242	その他	160
無形固定資産	465	負 債 合 計	39,712
投資その他の資産	16,071	純 資 産 の 部	
投資有価証券	259	株 主 資 本	78,994
敷金・保証金	10,173	資本金	8,612
建設協力金	188	資本剰余金	10,697
繰延税金資産	5,220	利益剰余金	67,464
その他	243	自己株式	△7,779
貸倒引当金	△13	その他の包括利益累計額	687
資 産 合 計	120,068	為替換算調整勘定	687
		新株予約権	673
		純 資 産 合 計	80,355
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	120,068

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年9月1日
至 2020年8月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		126,842
売上原価		47,397
売上総利益		79,445
販売費及び一般管理費		83,260
営業損失(△)		△3,815
営業外収益		
受取利息	341	
為替差益	77	
デリバティブ評価益	539	
保険金収入	166	
補助金収入	181	
雇用調整助成金	557	
その他	230	2,094
営業外費用		
支払利息	343	
その他	26	369
経常損失(△)		△2,091
特別利益		
新株予約権戻入益	106	106
特別損失		
減損損失	2,251	
固定資産除却損	146	
店舗閉店損失	110	
その他	37	2,546
税金等調整前当期純損失(△)		△4,530
法人税、住民税及び事業税	717	
法人税等調整額	△1,797	△1,080
当期純損失(△)		△3,450
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△3,450

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	37,070	流動負債	18,567
現金及び預金	25,576	買掛金	3,328
テナント未収入金	1,046	短期借入金	10,000
商品及び製品	5,280	リース債	9
原材料及び貯蔵品	844	未払金	3,011
前払費用	1,592	未払費用	79
その他	2,729	未払法人税等	215
固定資産	53,448	未払消費税	227
有形固定資産	30,032	預り金	410
建物	19,475	前受収益	2
構築物	286	賞与引当金	531
機械及び装置	906	株主優待引当金	172
車両運搬具	0	設備関係未払金	402
器具及び備品	2,493	資産除去債	57
土地	6,759	その他	117
リース資産	75	固定負債	7,413
建設仮勘定	33	株式給付引当金	816
無形固定資産	455	リース債	75
借地権	12	資産除去債務	6,363
商標権	8	その他	157
ソフトウェア	372	負債合計	25,980
電話加入権	57	純資産の部	
無形固定資産仮勘定	4	株主資本	63,864
投資その他の資産	22,959	資本	8,612
関係会社株式	8,862	資本剰余金	10,697
長期前払費用	103	資本準備金	9,007
繰延税金資産	4,838	その他資本剰余金	1,690
敷金・保証金	8,877	利益剰余金	52,333
建設協力金	188	利益準備金	2,153
店舗賃借仮勘定	70	その他利益剰余金	50,180
その他	32	別途積立金	53,810
貸倒引当金	△13	繰越利益剰余金	△3,629
		自己株式	△7,779
		新株予約権	673
		純資産合計	64,537
資産合計	90,518	負債・純資産合計	90,518

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2019年9月1日)
(至 2020年8月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		95,284
売 上 原 価		36,226
売 上 総 利 益		59,058
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		64,682
営 業 損 失 (△)		△5,623
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	37	
受 取 配 当 金	0	
為 替 差 益	88	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	539	
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ ー	699	
雇 用 調 整 助 成 金	557	
そ の 他	120	2,042
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
自 己 株 式 取 得 費 用	11	17
経 常 損 失 (△)		△3,598
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	106	106
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,850	
固 定 資 産 除 却 損	84	
店 舗 閉 店 損 失	37	1,972
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△5,464
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	254	
法 人 税 等 調 整 額	△1,627	△1,373
当 期 純 損 失 (△)		△4,090

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月22日

株式会社サイゼリヤ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

さいたま事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和田 貴之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイゼリヤの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイゼリヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年10月22日

株式会社サイゼリヤ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

さいたま事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 聡 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大和田 貴之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイゼリヤの2019年9月1日から2020年8月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年9月1日から2020年8月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月27日

株式会社サイゼリヤ 監査等委員会

常勤監査等委員 柴田良平 ㊞

監査等委員 渡辺晋 ㊞

監査等委員 松田道春 ㊞

(注) 監査等委員渡辺晋氏及び松田道春氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

第48期は、繰越利益剰余金が3,629百万円の欠損となりましたが、株主の皆様への安定配当を実施するため、別途積立金の取崩しについてご承認をお願いするものであります。

① 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	5,100,000,000円
-------	----------------

② 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	5,100,000,000円
---------	----------------

2. 期末配当に関する事項

第48期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、886,537,242円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年11月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績などを評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	しょうがき やす ひこ 正垣 泰彦 (1946年1月6日)	1968年4月 レストラン サイゼリヤ創業 1973年5月 株式会社マリアーナ商会 (現・当社)を設立 代表取締役社長就任 2009年4月 代表取締役会長就任 (現任)	15,248,892株
2	ほりの いっせい 堀 埜 一成 (1957年2月7日)	2000年4月 当社入社 2000年5月 商品3部長 2000年11月 取締役就任 2008年11月 エンジニアリング部長 2009年4月 代表取締役社長就任 (現任)	100,230株
3	なが おかのぼる 長 岡 伸 (1962年8月4日)	1986年7月 当社入社 1995年3月 商品部長 1996年11月 取締役就任 (現任) 2010年5月 組織開発本部長 2018年12月 海外事業本部長 (現任)	23,166株
4	しま ぎき こうじ 島 崎 孝 二 (1952年8月10日)	1977年4月 味の素株式会社入社 2002年7月 味の素エンジニアリング2001 (タイランド)社 社長 2005年7月 味の素株式会社 理事 生産戦略部長 2007年7月 味の素エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 2016年11月 当社取締役就任 (現任)	1,500株

- (注1) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注2) 島崎孝二氏は、社外取締役候補者であります。
同氏を社外取締役候補者として選任する理由は、同氏は国際事業における豊富な知識と経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただくとともに、取締役会の機能強化を期待したためであります。なお、当社は、島崎孝二氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- (注3) 島崎孝二氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (注4) 当社は、島崎孝二氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。同氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

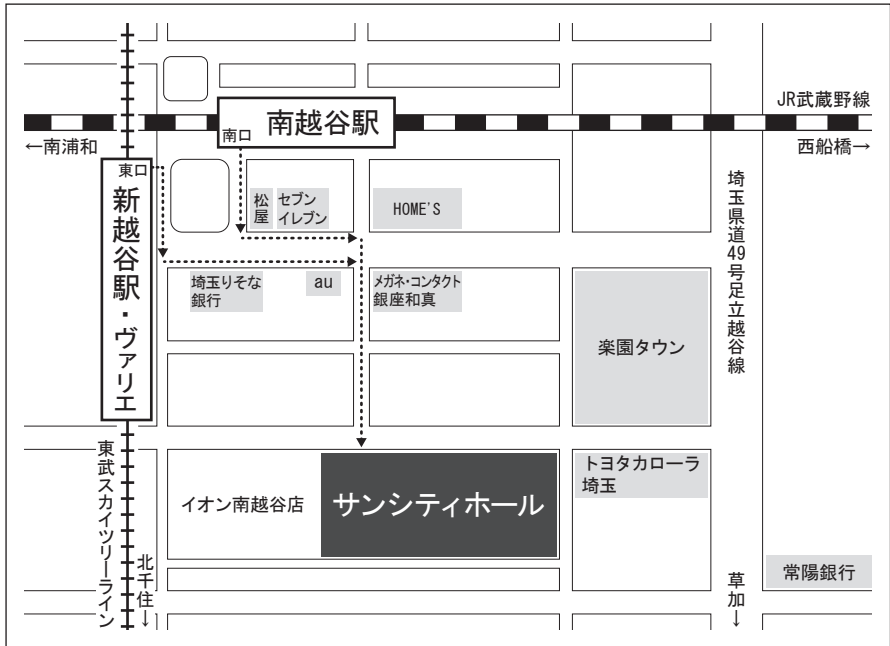
監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	※ <small>なか</small> 中 <small>じま</small> 嶋 <small>やす</small> 靖 <small>お</small> 雄 (1958年7月13日)	2010年1月 当社入社 2010年1月 エンジニアリング部部长 2010年9月 プロジェクト推進部部长 2013年11月 内部監査室長（現任）	7,200株
2	<small>わた</small> 渡 <small>なべ</small> 辺 <small>すすむ</small> 晋 (1956年5月9日)	1980年4月 三菱地所株式会社入社 1992年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2002年3月 山下・渡辺法律事務所開設（現任） 2016年11月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	1,500株
3	<small>まつ</small> 松 <small>だ</small> 田 <small>みち</small> 道 <small>はる</small> 春 (1961年2月14日)	1998年1月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ)入所 2006年6月 同法人パートナー就任 2017年9月 松田公認会計士事務所開設（現任） 2017年11月 マニー(株)社外取締役就任（現任） 2018年11月 当社取締役(監査等委員)就任（現任） 2019年6月 (株)オープンドア社外監査役就任（現任）	一株

- (注1) ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
- (注2) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注3) 中嶋靖雄氏は、監査等委員である取締役候補者であります。
同氏を選任する理由は、同氏は当社内部監査室長としてグループ全体の内部統制システムの保持及び監査業務においてリーダーシップを発揮し、監査等委員である取締役を補佐してきた実績と、これまでの豊富な実務経験を踏まえ、当社監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。
- (注4) 渡辺晋氏及び松田道春氏は、社外取締役候補者であります。
両氏を社外取締役候補者として選任する理由は次のとおりであります。
- (1) 渡辺晋氏につきましては、弁護士としての専門知識及び豊富な経験を有しており、当社の監査・監督体制を強化することを期待したためであります。
なお、当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- (2) 松田道春氏につきましては、公認会計士としての専門知識及び豊富な経験を有しており、当社の監査・監督体制を強化することを期待したためであります。
なお、当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- (注5) 渡辺晋氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
- (注6) 松田道春氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
- (注7) 当社は、渡辺晋氏及び松田道春氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本総会において両氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度は、法令の定める最低限度額といたします。

以 上

株主総会会場ご案内図



名称 越谷コミュニティセンター（サンシティホール）
 所在地 〒343-0845 埼玉県越谷市南越谷1-2876-1
 問合せ先 TEL 048-985-1111

JR武蔵野線南越谷駅（南口）
 東武スカイツリーライン新越谷駅（東口）より徒歩約3分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、
 お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。
 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。